

不動産鑑定評価の依頼先について

昭和42年6月29日民二第585号高等裁判所
長官、地方裁判所長あて民事局長通知

標記について、日本不動産鑑定協会会長から別紙の依頼がありましたので、参考までに
お知らせします。

おつて、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所長からお知らせ下さい。

鑑53号

昭和42年6月22日

最高裁判所事務総局
民事局長 菅野啓蔵 殿

東京都港区芝愛宕町1の3第9森ビル
社団法人 日本不動産鑑定協会
会長 櫛田光男
電話 (434) 2303、2304

不動産鑑定評価の依頼先について（依頼）

民事訴訟事件等に関して、裁判所が法人である不動産鑑定業者の業務に従事する不動産
鑑定士（補）を鑑定人に選任して不動産の鑑定評価を依頼されることは、下記事情により
望ましくないと考えますので、そのような必要があるときは、各裁判所において当該法人
に対し鑑定の嘱託（民事訴訟法第310条）の手続をとられるようお取り計らい下さりた
く、よろしくお願ひ申し上げます。

記

法人である不動産鑑定業者の業務に従事する不動産鑑定士（補）は、不動産の鑑定評価
に際しては、当該法人が収集した各種資料を使用し、法人の業務として鑑定評価をなすも
のである。

以上